

入札に参加される事業者の皆様へ

～東京労働局からの2つのお願い～

東京都最低賃金は

時間額 **958** 円です。

平成29年10月1日から

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

お願い1

現在の賃金額が最低賃金額以上となっているか確認してください。特に月給制の場合、裏面記載の方法により時間額に換算して比較していただくことにご注意ください。

お願い2

最低賃金は通常毎年10月始めに改定されています。

改定が決定されるのはその30日前であるため、毎年9月始めに東京労働局のホームページ等により、改定額を確認してください。

なお、確認した結果、賃金額が改定される額に達していない労働者については、改定の効力が生じる日以降は賃金額が改定される最低賃金額以上となるよう、賃金額を変更してください。



東京都の最低賃金

最低賃金、確認した？

最低賃金法により、使用者は、効力発生日以降の労働に対して最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



東京労働局
労働基準監督署

●最低賃金には次の賃金は含まれません。

- ①精皆手当、通勤手当及び家族手当
- ②臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

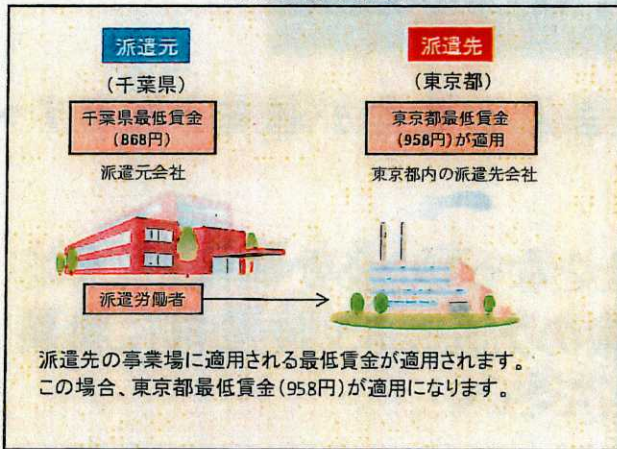
●最低賃金が時間給以外の場合、賃金額を時間当たりの金額に換算して比較します。

*日によって定められた賃金（日給制）は、その金額を1日の所定労働時間数で除した金額と最低賃金額を比較します。
*月によって定められた賃金（月給制）は、その金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数）で除した金額と最低賃金額を比較します。
または、次の計算式で算出した月額換算の最低賃金と月給を比較します。

$$\text{最低賃金月額} = \frac{1\text{日の所定労働時間} \times (365\text{日} - \text{年間休日})}{12\text{か月}} \times 958\text{円 (平成29年度東京都最低賃金)}$$

●派遣労働及び出張作業等の最低賃金の適用は次のとおりです。

《派遣労働の場合》



《出張作業等の場合》



●最低賃金の減額特例許可制度

精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者や断続的労働に従事する者などについては、使用者が東京労働局長の許可を受けることを条件として、個別に減額した額を適用する「最低賃金の減額の特例許可」制度があります。

●業務改善助成金は、生産性向上のための設備投資等を行い、時間当たりの賃金額が事業場内で最も低い労働者の賃金を引き上げた事業主に対する助成制度です。

申請先 東京労働局雇用環境・均等部企画課（03-6893-1100）

●最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「東京働き方改革推進支援センター」を設けています。

☎0120-662-556 http://www.toukiren.or.jp/kaikaku_tokyo.html

【平成29年度 全国地域別最低賃金一覧】

地域	金額	発効日	地域	金額	発効日	地域	金額	発効日	地域	金額	発効日
北海道	810	10/1	青森	738	10/6	岩手	738	10/1	宮城	772	10/1
秋田	738	10/1	山形	739	10/6	福島	748	10/1	茨城	796	10/1
栃木	800	10/1	群馬	783	10/7	埼玉	871	10/1	千葉	868	10/1
東京	958	10/1	神奈川	956	10/1	新潟	778	10/1	富山	795	10/1
石川	781	10/1	福井	778	10/1	山梨	784	10/14	長野	795	10/1
岐阜	800	10/1	静岡	832	10/4	愛知	871	10/1	三重	820	10/1
滋賀	813	10/5	京都	856	10/1	大阪	909	9/30	兵庫	844	10/1
奈良	786	10/1	和歌山	777	10/1	鳥取	738	10/6	島根	740	10/1
岡山	781	10/1	広島	818	10/1	山口	777	10/1	徳島	740	10/5
香川	766	10/1	愛媛	739	10/1	高知	737	10/13	福岡	789	10/1
佐賀	737	10/6	長崎	737	10/6	熊本	737	10/1	大分	737	10/1
宮崎	737	10/6	鹿児島	737	10/1	沖縄	737	10/1	金額は時間額(円)		

※ 上記、地域別最低賃金の効力発生日は全て平成29年です。